

平成31年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅱ 定住外国人の子供の就学促進事業)

事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 菊陽町 】
平成31年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制 NPO法人への委託や日本語指導相談員(非常勤職員)の雇用により、日本語指導の体制を作り外国人の子供が安心して就学できるよう、日本語能力をつける。 また、通訳や翻訳による教科学習の支援を行うことによって、児童生徒の学習への意欲を高める 日本語だけでなく、中国語や英語での案内・掲示や、アナウンスを実施することにより他文化共生に対する理解を深めるとともに地域社会への啓発を行う。 保護者への連絡・説明の通訳や翻訳等の支援を行うことにより、就学への不安を取り除き、安定した就学へとつなげる。
2. 具体の取組内容 委託による日本語指導 NPO法人に委託し、日本語能力の低い児童生徒について日本語指導を実施する。 対象となる児童生徒の状況に合わせて、1対1での指導を行う。 日本語指導支援員による支援 主に中国にルーツを持つ児童生徒に対し、日本語の指導を行う。また、教科学習においても、通訳や翻訳を行うことにより、学習の支援を行っている。 中国語や英語による案内や掲示、アナウンス等を行うことにより多文化共生への理解を深めるとともに、地域社会への啓発を行う。 就学などの際の説明や必要品の購入などについて、通訳や翻訳による支援を行うことによって、保護者や児童生徒の就学に対しての不安を取り除き、安定・継続した就学につなげる。
3. 成果と課題 日本語指導を実施することで、日本語が身につく、学習への意欲も向上している。また、会話力や積極性も出るため、周囲との関係も良好になり安定した就学へとつながっている。しかし、日本語能力の習得についてのスピードは個々で違うため、委託による指導でどの水準まで指導を行うかなどの基準作りが難しい。 安定した就学のため、通訳や翻訳等による支援も行っている。対象となる児童生徒がいる世帯と学校との信頼関係作りを支援することにより、安定・継続した就学につながっている。しかし、年々様々な状況、言語の児童生徒が増える中、様々なルーツの児童生徒に対応できる体制作りや支援の方法について検討が必要である。 また、地域社会との交流についても、多文化共生の理解について啓発を行っているが、地区ごとによって啓発活動に差があるため、町全体で啓発が必要となっている。
4. その他(今後の取組等) 母語の保障や様々な母語を持つ児童生徒にも対応していくための体制作りや支援方法について検討していく必要がある。 また、地域社会の多文化共生への理解について、より啓発を行っていく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。)